

4 他の学校又は社会福祉施設等と併設する場合の設備、職員	<p>(1) 入所している子どもの居室及び各施設特有の設備について、兼用させていないか。(保育室等以外の設備については、施設の運営上必要と認められる場合は、その他の施設の設備と兼ねることができる。また、保育室等については、施設の運営上必要で保育に支障がないときは、他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる)【第13条第2項関係】</p> <p>(2) 入所している子どもの教育又は保育に直接従事する職員について、兼用又は兼務をさせていないか。【第13条第2項関係】</p>	<p>規則 設備 11</p> <p>規則 職員配置 2</p>
5 虐待等の禁止	職員は、入所中の子どもに対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。【第13条第1項関係】	条例 基本方針 5
6 衛生管理	感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講じているか。	条例 サービスの提供 4
7 給食	<p>(1) 当該施設内の調理室で調理されているか。【第13条第1項関係】</p> <p>(2) 献立等について栄養士(他の施設、保健所、市町村等の栄養士を含む。)の指導を受けているか。</p> <p>(3) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を行っているか。【第13条第1項関係】</p> <p>(4) 栄養並びに入所している子どもの心身の状況及び嗜好を考慮しているか。【第13条第1項関係】</p> <p>(5) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。【第13条第1項関係】</p> <p>(6) 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。【第13条第1項関係】</p>	<p>規則 サービスの提供 2</p> <p>規則 サービスの提供 4</p> <p>規則 サービスの提供 5</p> <p>規則 サービスの提供 2</p> <p>規則 サービスの提供 2</p> <p>規則 サービスの提供 7</p>
8 調理の外部搬入、外部委託	<p>(外部搬入)</p> <p>満3歳以上の子どもに対する食事の提供を、施設外で調理し搬入する方法により行っている場合、下記の要件を満たしているか。【第13条第1項関係】</p> <p>ア 調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えているか。</p> <p>イ 子どもに対する食事の責任が当該施設にあるか。</p> <p>ウ 調理業務の受託者との契約において、当該施設の食事の提供の管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような内容が確保されているか。</p> <p>エ 調理業務の受託者は、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、業務を適切に遂行できる能力を有しているか。</p> <p>オ 食事の内容、量及び回数について適切に対応しているか。</p>	<p>規則 サービスの提供 3</p> <p>規則 設備 8</p> <p>規則 サービスの提供 3(1)</p> <p>規則 サービスの提供 3(1)</p> <p>規則 サービスの提供 3(2)</p> <p>規則 サービスの提供 3(3)</p>

9 健康診断	<p>(1) 入所している子どもに対し、入園時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断を行っているか。</p> <p>(2) 毎年度1回目の健康診断は、6月30日までに実施しているか。【施行規則第27条】</p>	<p>規則 サービスの提供 9</p> <p>規則 サービスの提供 9</p>
10 安全確保	<p>(1) 学校安全計画を策定しているか。【学校保健安全法第27条関係】</p> <p>(2) 学校安全計画の職員への周知、研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 学校安全計画に関する取組内容を保護者へ周知しているか。</p> <p>(4) 学校安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更を行っているか。</p> <p>(5) 危険等発生時対処要領を作成しているか。【学校保健安全法第29条第1項関係】</p> <p>(6) 危険等発生時対処要領の職員への周知、研修及び訓練を定期的に行っているか。【学校保健安全法第29条第2項関係】</p> <p>(7) 危険等発生時対処要領の定期的な見直しと必要に応じた変更を行っているか。</p> <p>(8) 登園、園外活動等で児童の移動のために自動車を運行する際に点呼その他の児童の所在を確実に把握できる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p>(9) 児童の送迎を目的とした自動車にブザーその他の車内の児童の見落しを防止する装置を備え、児童の降車の際にこれを用いて児童の所在確認を行っているか。</p>	<p>条例 サービスの提供 8</p> <p>条例 サービスの提供 9</p>
11 内部規程	<p>以下の施設の運営についての重要事項に関する規程が定められているか。</p> <p>ア 施設の目的及び運営の方針</p> <p>イ 提供する教育及び保育の内容</p> <p>ウ 職員の職種、人数及び職務の内容</p> <p>エ 教育又は保育の提供を行う日及び時間</p> <p>オ 保護者から受領する費用の種類及び額</p> <p>カ 子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>キ 利用の開始及び終了に関する事項</p> <p>ク 非常災害その他の緊急時における対応方法</p> <p>ケ 虐待の防止に関する措置</p>	<p>条例 サービスの提供 3</p>
12 備える必要のある帳簿	<p>(1) 職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存しているか。</p> <p>(2) 以下の帳簿及び記録は、それぞれに定める期間保存されているか。</p> <p>ア 決算書類 30年間</p> <p>イ 子どもの学籍に関する記録 20年間</p> <p>ウ 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>エ 上記以外の帳簿及び記録 5年間</p>	<p>条例 記録の作成及び保存</p> <p>規則 記録の作成及び保存</p>
13 秘密保	<p>(1) 職員は、正当な理由なしに、その業務上知り</p>	<p>条例 事故等への対</p>

持	<p>得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。【第13条第1項関係】</p> <p>(2) 職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。【第13条第1項関係】</p>	<p>応 1</p> <p>条例 事故等への対応 1</p>						
14 苦情への対応	<p>(1) 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。【第13条第1項関係】</p> <p>(2) 運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しているか。【第13条第1項関係】</p>	<p>条例 事故等への対応 2</p> <p>規則 事故等への対応 3</p>						
15 設備の基準	<p>(1) 以下の設備を有しているか。(認可時から変更されていないか。)【第7条第1項関係】</p> <p>ア 職員室</p> <p>イ 乳児室又はほふく室(満2歳未満の子どもが入所する場合に限る。)</p> <p>ウ 保育室又は遊戯室</p> <p>エ 保健室(特別な事情がある場合は、職員室と兼用可)</p> <p>オ 調理室</p> <p>カ 便所</p> <p>キ 園庭</p> <p>ク 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</p> <p>(2) 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別しているか。【第7条第5項関係】</p> <p>(3) 乳児室の面積は、乳児又はほふくできない満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上あるか。【第7条第6項関係】</p> <p>(4) ほふく室の面積は、乳児又はほふくする(立ち歩きはじめ含む)満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第7条第6項関係】</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上あるか。【第7条第6項関係】</p> <p>(6) 屋外遊戯場の面積は、以下の区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とし、満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上あるか。【第6条第7項関係】</p> <table border="1" data-bbox="491 1675 1098 1825"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>2以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table> <p>イ 満3歳以上の子ども</p> <p>イ 満2歳の子ども 1人につき3.3平方メートル</p> <p>(7) 園舎の面積は、以下の区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上あるか。【第6条第6項関係】</p> <p>ア 満3歳以上の子ども</p>	学級数	面積(平方メートル)	2以下	330+30×(学級数-1)	3以上	400+80×(学級数-3)	<p>条例 設備 1</p> <p>規則 設備 9</p> <p>条例 設備 5</p> <p>条例 設備 5</p> <p>条例 設備 4</p> <p>条例 設備 7</p> <p>条例 設備 6</p>
学級数	面積(平方メートル)							
2以下	330+30×(学級数-1)							
3以上	400+80×(学級数-3)							

学級数	面積 (平方メートル)	
1	180	
2 以上	320+100× (学級数-2)	

	<p>イ 満2歳の子ども 1人につき1.98平方メートル</p> <p>ウ 満2歳未満の子ども ほふくしない満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル及びほふくする満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートルを合計した面積</p> <p>(8) 学級数及び子ども的人数に応じ、必要な種類及び数の園具及び教具が備えてあるか。【第8条第1項関係】</p> <p>(9) 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園であることが掲示されているか。【第11条関係】</p> <p>(10) 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合は、下記のとおりであるか。【第6条第3項関係】</p> <p>ア 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるか。</p> <p>イ 常用の屋内階段のほか、避難用に、建築基準法施行令に規定する屋内階段、待避用バルコニー、建築基準法に規定する準耐火構造の屋外傾斜路、屋外階段のいずれかが設けられているか。</p> <p>ウ 乳幼児が出入・通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。</p> <p>(11) 保育室又は遊戯室を3階以上に設ける建物の場合、最低基準を満たしているか。【第6条第3項関係】</p>	<p>規則 設備 12</p> <p>規則 設備 13</p> <p>規則 設備 6</p> <p>規則 設備 6</p>
16 職員	<p>(1) 園長、保育教諭、嘱託医(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)、調理員が置かれているか。(ただし、調理業務を委託する施設の場合は調理員を置かないことができる。)【法第14条】【施行規則第27条】【第5条第1項関係】</p> <p>(2) 保育教諭の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね15人(従前:20人)につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人(従前:30人)につき1人以上となっているか。【第5条第3項関係】</p> <p>※教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、本規定を適用せず、当分の間、従前の規定を適用する。</p> <p>(3) 早朝、夕刻時間帯に保育教諭(有資格者)が1名しかいない時間帯はないか。(保育教諭2人を下ることはできない。)【第5条第3項関係】</p> <p>(4) 乳児が入所している場合は、保健師、看護師</p>	<p>条例 職員配置 1</p> <p>規則 職員配置 4</p> <p>条例 職員配置 3</p> <p>条例 職員配置 3</p> <p>条例 職員配置 2</p>

	<p>又は准看護師を配置しているか（努力義務）。</p> <p>(5) 入所している子どもの処遇や子育て支援事業の充実を図るために、基準を上回る保育教諭を配置しているか。（努力義務）</p> <p>※職員の配置基準の特例を適用している場合</p> <p>(6) 必要な配置義務職員が1人となるときは、当該職員に加えて、子育て支援員等の配置がなされているか。</p> <p>(7) 幼稚園教諭等または子育て支援員等を配置義務職員とみなしている場合において、配置義務職員の数が年齢別配置基準により算定される数の3分の2以上となっているか。</p> <p>(8) 保育の質を確保するための研修を受講しているか。</p>	<p>条例 職員配置 4</p> <p>条例 附則第4～7条</p>
17 学級編制	<p>(1) 満3歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行うため、学級が編制されているか【第4条第1項関係】</p> <p>(2) 学級は、原則として学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制し、1学級の子ども数が35人以下であるか。【第4条第2項関係】</p>	<p>条例 学級の編制 1</p> <p>条例 学級の編制 2</p>
18 教育・保育時間	<p>(1) 教育時間は1日4時間を標準（年間の教育週数は、39週を下回らないこと）とし、子どもの心身の発達程度、季節等を考慮し設定されているか。【第9条第1項関係】</p> <p>(2) 保育時間（教育時間を含む）は、1日8時間以上を原則とし、保護者の労働時間やその他家族の状況等を考慮し設定されているか。【第9条第1項、第2項関係】</p>	<p>条例 サービスの提供 1</p> <p>規則 サービスの提供 1</p> <p>条例 サービスの提供 2</p>
19 教育及び保育の内容	<p>教育課程その他の教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき行われているか。【法第10条第1項】</p>	
20 保護者等との連携	<p>入所している子どもの保護者と常時密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解と協力を得るよう努めているか。【第13条第1項関係】</p>	<p>規則 サービスの提供 13</p>
21 情報提供	<p>(1) 保護者及び地域住民の適切な判断に資するよう、情報提供を行っているか。【法第24条関係】</p> <p>(2) 情報開示の規程を設ける等必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例 サービスの提供 7</p> <p>条例 サービスの提供 7</p>
22 評価及び公表	<p>(1) 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果を保護者に周知しているか。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。</p>	<p>条例 サービスの提供 5</p>

	(2) 評価の結果に基づき運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めているか。【法第23条】	
23 障がい児保育	障がいのある子どもが入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施しているか。	条例 サービスの提供 6
24 暴力団等との関係	設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行っていないか。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持っていないか。	条例サービスの提供 14
25 事故報告	重大な事故が発生した場合、市町村等へ報告を行っているか。	
26 会計経理	<p>(1) 利用者から預かっている金銭等がある場合、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされているか。</p> <p>(2) 経理規程が整備されているか。</p> <p>(3) 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p> <p>(4) 計算書類等は適切に作成されているか。</p> <p>(5) 予算の流用は適切に行われているか。</p> <p>(6) 簿外経理となっている収入・支出はないか。</p> <p>(7) 経理規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>ア 経理区分は経理規程どおりか。</p> <p>イ 金銭の収入について、経理規程どおりに処理されているか。</p> <p>ウ 寄附金品の受入れは適切か。</p> <p>エ 会計帳簿は整備されているか。</p> <p>オ 支払は経理規程どおりに取り扱われているか。</p> <p>カ 小口現金は経理規程どおりに取り扱われているか。</p> <p>キ 契約事務は適切か。</p> <p>ク 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>ケ 資金収支計算書は適切に作成されているか。</p> <p>コ 事業活動計算書は適切に作成されているか。</p> <p>サ 貸借対照表は適切に作成されているか。</p> <p>シ 財産目録は適切に作成されているか。</p> <p>(8) 法人に応じた会計制度に基づき適切に運用されているか。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項